平成２５年（フ）第３６０号
北海道石狩市花川北４条２丁目166番地
債務者　松村　龍一
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　政池　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２３号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津３丁目13番13号
債務者　酒匂　勝則
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邊　匡彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２２２号
埼玉県越谷市大字大房1006番地３　シャルム北越谷Ｂ―306
債務者　柴田　厚子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣部　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４６４号
愛知県豊田市京町２丁目５番地９　サンライズ霧島302号、前住所愛知県豊田市石畳町坂下255番地39
債務者　北島　清貴
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
熊本県荒尾市八幡台１丁目21番16号
債務者　芥川　浩志
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　修英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第８８号
長野市大字石渡182番地９
債務者　佐藤　辰徳
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　慎治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５９１号
埼玉県川口市南町２丁目６番56号、旧住所埼玉県川口市川口４丁目４番31―609号　第１永谷マンション
債務者　田牧　宏幸
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久田　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５６号
札幌市豊平区西岡３条８丁目８番17号
債務者　齋藤　義八
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８８７号
愛知県海部郡大治町大字馬島字大道東37番地ライオンズヨシダ102号
債務者　木下和宏こと　李　　和宏
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　勇人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月18日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２９号
神戸市兵庫区塚本通３丁目１番10号
債務者　水上　良子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３０８号
横浜市保土ケ谷区法泉３丁目22番17―101号
債務者　大須賀英世
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武内　大徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９２０号
横浜市港南区最戸２丁目７番１号　ＮＩＣアーバンハイム上大岡第２―205号
債務者　高山　雅明
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安國　治彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５０号
福井県吉田郡永平寺町谷口第10号20番地
債務者　鱈渕　幸隆
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂呂　信吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６０号
広島県呉市警固屋４丁目２番20号
債務者　角西歯科医院こと　角西　俊三
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　恒太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２０４号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字地蔵堂89番地２　102、前住所愛知県額田郡幸田町大字芦谷字毛倉23番地１
債務者　石嶋　義宣
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　　守
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月27日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３１２号
仙台市青葉区荒巻本沢３丁目11番32号　コーポ西原105
債務者　尾形　美香
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係